

救急医療体系図

救命救急医療(第三次救急医療)

救命救急センター(210カ所)
(うち、新型救命救急センター(17カ所))

平成20年7月1日現在

ドクターヘリ(13カ所)

平成20年7月1日現在

○重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるもの。これまで、人口100万人に1カ所を目安に設置してきた。

(※「新型」は、救急医の確保が困難等のため救命救急センターが不足している地域に設置する小型(専用病床20床未満)の救命救急センター)

入院を要する救急医療(第二次救急医療)

病院群輪番制病院(408地区、3,143カ所)

共同利用型病院(10カ所)

平成19年3月31日現在

○医療圏単位で、圏域内の複数の病院が、当番制により、休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れるもの。

○医療圏単位で、拠点となる病院が一部を開放し、地域の医師の協力を得て、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れるもの。

初期救急医療

在宅当番医制(654地区、28,717カ所)

休日夜間急患センター(511カ所)

平成19年3月31日現在

○群市医師会ごとに、複数の医師が在宅当番医制により、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。

○地方自治体が整備する急患センターにて、休日及び夜間において、比較的軽症の救急患者を受け入れるもの。